

資料

39

中学校設置基準

平成14年3月29日文部科学省令第15号
最終改正：平成19年12月25日文部科学省令第40号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条の規定に基づき、中学校設置基準を次のように定める。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 中学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることとし、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第2条 削除

第3条 削除

第2章 編制

（1学級の生徒数）

第4条 1学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とする。

ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。

（学級の編制）

第5条 中学校の学級は、同学年の生徒で編成するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を1学級に編制することができる。

（教諭の数等）

第6条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、1学級当たり1人以上とする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭を兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第3章

（一般的基準）

第7条 中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第8条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第9条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

(1) 教室 (普通教室、特別教室等とする。)

(2) 図書室、保健室

(3) 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第10条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。

(校具及び教具)

第11条 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第12条 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

別表（第8条関係）

イ 校舎の面積

生徒数	面積 (m ²)	備考
1人以上 40人以下	600	
41人以上 480人以下	$600+6 \times (\text{生徒数}-40)$	
481人以上	$3,240+4 \times (\text{生徒数}-480)$	3,660 m ²

イ 運動場の面積

生徒数	面積 (m ²)	
1人以上 240人以下	3,600	
241人以上 720人以下	$3,600+10 \times (\text{生徒数}-240)$	7,050 m ²
721人以上	8,400	